20220330【領事班からのお知らせ】在外選挙人登録申請(来館が困難な方に対する特例措置について)

【ポイント】

当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方や 遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じて本人確認及び事 前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、 在外選挙人登録申請ができます。

今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請が お済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常2か 月ほど(注)かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

【本文】

- 1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。
- 2 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された 提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請が できます。
- (1)新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方(行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります)。
- (2)次の地域にお住まいの方

アンティーケ州、アクラン州、カピズ州、イロイロ州、東ネグロス州、西ネグロス州、ボホール州、シキホール州、北サマール州、サマール州、東サマール州、レイテ州、南レイテ州、ギマラス州、ビリラン州、セブ州(ただし、自宅から当館までの公共交通機関による片道所要時間がおおむね3時間以上を要する場合に限ります。)

- (3)このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方 (事前に当館までご相談ください)。
- 3 本件特例措置の詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itpr ja/11 000001 00328.html
- 4 今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請

がお済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常 2か月ほど(注)かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

(注)申請時点で3か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下の関連ホームページをご覧いただくか、当館 までお問い合わせください。

(関連情報)

外務省ホームページ「在外選挙」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html

この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html